

## 災害時における物資供給に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と株式会社ケンユー（以下「乙」という。）は、福山市内で地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における物資供給について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時に、避難所等に避難した住民（以下「避難住民」という。）に対し、甲と乙が協力して物資を供給することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### （供給物資）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次のとおりとする。

- （1）災害時用トイレ袋
- （2）ポータブルトイレ（スチール製／段ボール製）

2 甲は必要に応じ、乙に対して前項に定める物資について供給可能な在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

### （要請の手続）

第3条 甲は、災害時に避難住民に物資を供給する必要があると認めるときは、乙に対し、その旨を文書で要請する。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

### （協力実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲で物資の優先的な供給に努めるものとする。

### （受取及び運搬）

第5条 物資の引渡し場所は原則乙が指定する場所で引き渡すものとし、運搬は甲が行うものとする。ただし、甲が運搬できない場合は、乙に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する場合は、乙の車両を優先的に通行できるように配慮するものとする。

### （費用の負担）

第6条 第4条の規定により乙が供給した物資の対価及び運搬費用については、甲が負担する。

2 甲が負担する物資の対価は、災害時等の直前における適正価格を基準として、甲乙協

議の上、決定する。

(代金の支払)

第7条 甲は、物資の納入を受けた後、乙からの請求書を受理した場合には、災害の発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2018年(平成30年)3月の末日をもって終了とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、文書をもって協定の終了の通知がない場合は、引き続き1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(円滑な運用)

第9条 甲及び乙は、この協定締結時及び毎年度当初に連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

2017年(平成29年)7月25日

甲 福山市東桜町3番5号  
福山市  
福山市長 枝廣 直幹

乙 福山市曙町四丁目7番30号  
株式会社ケンユー  
代表取締役社長 占部 克明